

鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、認可外保育施設が行う環境整備を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、子育て王国課長が別に通知する日までに行わなければならない。なお、規則第5条第1項の申請書は様式第1号によるものとする。

- 2 前項の様式第1号による交付申請及び実績報告の提出に当たっては、様式第2号、別紙及び補助対象経費の支出に係る領収書等の写しを添付するものとする。
- 3 規則第5条第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に60日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

(実績報告の省略等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、本補助金の交付申請の提出をもって、報告があったものとみなす。

(財産の処分制限)

第7条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具及び備品
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行し、交付決定前に支出した経費についても対象とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業として令和3年4月1日以降に発注、支出した補助対象経費に係るものから適用する。

なお、令和2年度に交付決定したものは従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	認可外保育施設の設置者	<p>認可保育所等設置支援事業の実施について（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」に基づき、対象施設において新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費（ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は除く。）</p> <p>ア 緊急時の職員確保を行う事業（職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用）</p> <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業（消毒清掃費用等）</p> <p>（報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金）</p>	10/10	<p>1施設あたり 定員19人以下 300千円</p> <p>定員20人以上59人以下 400千円</p> <p>定員60人以上 500千円</p> <p>※「定員」は、本県に届出した利用定員とする。</p>

令和 年 月 日

令和 年度鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金交付申請書

鳥取県知事 様

(申請者)

郵便番号 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

(団体にあっては、名称及び代表者の職氏名)

担当者名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額及び実績額 金 円

2 算定基準額 金 円

3 添付書類

様式第2号(別表を含む)

別紙

補助対象経費の支出に係る領収書等の写し

口座振込依頼書

別紙

確 認 書

鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金の交付申請にあたり、感染症拡大防止を徹底するため、

- ・ 保護者との連絡等における I C T の活用
- ・ 保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ
- ・ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理

などの取組に（ 努めている。 ・ 努めていない。 ）

注：「努めている」に当てはまらない場合は本補助金を申請することはできません。

また、記載している取組は例示であり、全て取り組む必要はありません。この一部、又は類似・同等の取組に努めているかどうかで判断してください。

年 月 日

様

職 氏 名
(公 印 省 略)

鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金
交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で提出のあった鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記2の（2）の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。